

秋田市フレッシュマン就労継続サポート事業業務委託仕様書

1 目的

新卒新入社員を対象としたセミナーを開催し、早期離職の抑制と仲間づくりを促進するとともに、入社2年目以降の若手社員を対象としたセミナーを開催し、自己のキャリア形成の方法やコミュニケーションスキル等について学び、ステップアップを目指すもの。

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務内容

(1) 「フレッシュマンの集い」の開催

ア 対象者

市内に事業所を有する企業に勤務する新卒新入社員を対象とし、80名程度の参加を目指すこと。

イ 内容

新卒新入社員の早期離職の抑制や仲間づくり等を目的としたセミナーを1回開催する。以下の項目を内容の基本とするが、事業の趣旨に合致する内容であれば、幅広い企画提案を可能とする。

- (ア) 仕事を楽しく続けるための人間関係の作り方やストレスへの対処方法
- (イ) 働くことの意義や働きがいを見いだすための意識向上
- (ウ) 早期離職を抑制し職場定着につなげる意識啓発
- (エ) 交流会の開催 ※詳細は(3)

ウ 開催予定日時 令和7年10月9日（木）13:30～19:30

※受託者の都合により、開催予定日時の変更は可能とする。

(2) 「若手社員向けステップアップ研修」の開催

ア 対象者

市内に事業所を有する企業に勤務する入社2年目以降の若手社員を対象とし、80名程度の参加を目指すこと。

イ 内容

若手社員の自己のキャリア形成やコミュニケーション能力の向上、新入社員の指導方法などに関するセミナーを1回開催する。以下の項目を内容の基本とするが、事業の趣旨に合致する内容であれば、幅広い企画提案を可能とする。

- (ア) 自己のキャリア形成の方法について

- (イ) コミュニケーションスキル向上を目指すためのトレーニング
- (ウ) メンター制度の趣旨や基本スキルの習得
- (エ) 交流会の開催 ※詳細は(3)

ウ 開催予定日時 令和7年11月6日(木) 13:30~19:30

※受託者の都合により、開催予定日時の変更は可能とする。

(3) 交流会の開催 (1)、(2)共通

ア 対象者 (1)、(2)参加者 ※参加は任意とする。

イ 開催時間 17:30~19:30

ウ 内容

飲食(アルコールを除く)を行いながら、参加者同士の交流が進むよう、配置替えやゲームなど特別な仕掛けを工夫すること。

エ 参加料

(ア) 参加者又は参加者の所属企業から1人当たり3千円程度の参加料を徴収する。当日の現金徴収とし、受託業者名での領収書を発行すること。

(イ) 交流会費用は参加料収入をもって充てること。

(4) (1)~(3)の共通業務

上記(1)~(3)の実施に係る次の業務も本委託業務に含むものとする。なお、その他の業務が発生する場合は、市と受託者において協議の上、決定する。

ア 開催方法

(ア) 会場参集方式で開催すること。

(イ) 会場は、(1)~(3)の開催予定日時に、市で「秋田市文化創造館2階スタジオA1(秋田市千秋明德町3-16)」を仮予約しているが、より良い提案があればこの限りではない。ただし市内中心部の施設とすること。

(ウ) 時間内において、受講者が交流できる時間を計30分程度設けること。飲食やゲーム、配置替えなどの工夫を取り入れ、受講者同士の交流が進むようにすること。

(エ) 開催当日は、メイン講師1人、サブ講師1人、運営スタッフ2人の計4人以上配置すること。

イ 企画

(ア) セミナー内容の企画および立案

(イ) 講師およびスタッフ等の確保

ウ 広報

(ア) 広報チラシのデザインおよび印刷((1)~(3)について1枚のチラシとする)

(イ) 郵送による案内(市内企業600社程度のデータ(企業名、所在地等)、案内文書および封筒は市より提供する)

- (ウ) 秋田商工会議所「とくとく情報便」による案内
- (エ) 企業への訪問や電話、SNS等による積極的な募集

エ 事前準備

- (ア) 開催に必要な会場、機材やツール等の手配
- (イ) 当日の進行台本の作成
- (ウ) 配付資料の準備
- (エ) その他、実施に係る必要な準備

オ 当日実施

- (ア) 会場設営、資料配付
- (イ) 運営、司会進行（参加者には企業名が記載された名札を着用させること）
- (ウ) 講師対応
- (エ) その他、実施に係る必要な業務

カ 参加者管理

- (ア) 参加者募集に関する申込み受付、問い合わせ対応
- (イ) 参加者および企業への申込確認（開催前日までにメール等にて行うこと）
- (ウ) 当日の受付、出欠の確認
- (エ) その他、参加者との連絡調整

キ アンケートの実施

受講者や企業へのアンケートを実施するため調査票を作成し、各セミナーの終了後、アンケートを実施の上、集計および分析等を行う。回収率100%を目指して電話催促等を行うこと。内容は、参加のきっかけや今後の事業実施に活かせるようなもの、職場定着への意識を探るもの等を考案すること。

ク 事後管理

セミナー終了後の繋がり継続を図るため、参加者の氏名、会社名、会社の電話番号を記載した名簿を作成し参加者に提供すること。ただし、事前に名簿掲載の同意を確認し、掲載を希望しない参加者は名簿に掲載をしないこと。

(4) 業務完了報告

業務が完了したときは、業務完了報告書（開催報告、アンケート結果の集計および分析、当日配布資料、開催状況の写真、参加者および参加企業のリスト、参加者をより多く集めるために取り組んだこと等により構成する）を提出すること。

(5) 自由提案（任意）

その他、新卒新入社員や若手社員の早期離職防止につながる効果的な方法等について、予算額の範囲内で自由に提案すること。

4 個人情報保護にかかる遵守事項

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。
- (3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

- ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。